

2024年2月20日

各位

会社名	ウェルスナビ株式会社
代表者名	代表取締役CEO 柴山 和久 (コード番号：7342 東証グロース)
問合せ先	取締役CFO 廣瀬 学 (TEL. 03-6632-4911)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定 及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の改定（以下「本制度改定」といいます。）を決議し、これらに関する議案を2024年3月26日開催予定の第9期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて、年額100百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、経営体制強化に向けた取締役の増員に加え、企業規模の拡大や事業環境の変化により取締役の職務が一層高度化していることを見据えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度改定について

(1) 改定の目的

当社は、2021年3月26日開催の第6期定時株主総会にて本制度の導入をご承認いただき、また、2022年3月24日開催の第7期定時株主総会にて、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を含み、監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職（但し、退任又は退職と同時にかかる地位のいずれかに就任又は再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間とすること、並びに③(i)当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を有することを条件に譲渡制限を解除すること、及び(ii)当社の取締役会が正当と認める理由により、当該役務提供期間満了前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する株式の数を、必要に応じて合理的に調整することにつき、ご承認をいただいております。

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入されたものですが、当社の中長期の更なる企業価値向上に向けて、上記1の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定

と同様の背景により、上記1とは別枠で、譲渡制限付株式報酬枠を改定すること、付与の方法として、上記(1)①の方法に加え、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに付与する方法も行うことができるようにすること、また、より一層のインセンティブ付与を図るため、対象取締役に対して、現行の本制度とは異なる譲渡制限期間を設けた譲渡制限付株式を付与することも可能とするために必要な改定を行うことといたします。

(2) 改定の条件

本制度は、上記(1)①の方法に加え、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、また、現行の本制度に定める譲渡制限期間と異なる譲渡制限期間の譲渡制限付株式を付与するものであるため、本制度の改定は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

(3) 改定の概要

第7期定時株主総会において、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年30,000株以内（うち社外取締役分は年6,000株以内）、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬額の総額は年額50百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）とご承認いただきましたが、上記1の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定と同様の背景により、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年45,000株以内（うち社外取締役分は年9,000株以内）、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬額の総額は年額75百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

本制度改定により、譲渡制限付株式の付与は、従来の①対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法に加え、②取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

また、現行の本制度における譲渡制限期間は、(I) 譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までとしておりましたが、本制度改定により、譲渡制限期間を (II) 約3年間から約5年間までのうち当社取締役会が定める期間（ただし、当該期間の範囲内で、取締役会が別途定める譲渡制限付株式の数について、部分的・段階的に解除することを可能とします。）とする譲渡制限付株式の発行も可能といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

以上